



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会社名	不二製油株式会社
代表者名	取締役社長 清水 洋史 (東証1部、コード番号 2607)
問合せ先	I R・広報部長 隈部 博史 (電話番号 06-6459-0701)

会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更 及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、平成 27 年 10 月 1 日を効力発生日として新設分割（「本新設分割」といいます。）による持株会社体制に移行することを決議致しましたのでお知らせいたします。また、持株会社移行に伴う商号及び事業目的の変更に関する定款一部変更の件並びに業務執行取締役等を除く取締役及び全ての監査役に関する責任限定契約の締結を可能とする旨の定款一部変更決議を併せて行いましたのでお知らせ致します。

なお、会社法の改正により責任限定契約を締結できる役員の範囲が変更となったため役員の責任限定契約の締結を可能とする旨の定款一部変更の効力発生日は、平成 27 年 6 月 23 日の第 87 回定時株主総会の承認が可決された場合、その日から法的効力が発生します。

また、本年 6 月 23 日開催予定の第 87 回定時株主総会「新設分割計画承認の件」および「定款一部変更の件」の両議案に議案としてお諮りする予定であること及び同株主総会の承認が得られることを条件に実施するものとします。

なお、本新設分割は、当社単独新設分割のため、開示事項及び内容を一部省略して開示しております。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社は、平成27年3月19日付けの適時開示「会社分割による持株会社体制への移行計画に関するお知らせ」にて持株会社体制への移行計画について発表しておりますが、改めてその背景及び目的をご説明します。

当社は、「食」の創造を通じて、健康で豊かな生活に貢献することを企業理念とし、油脂、製菓・製パン素材、大豆たん白の事業を日本・アジア・中国・米州・欧州等の地域で展開するとともに、新たな市場の開拓を行っております。当社を取り巻く経営環境は、国内市場が成熟するなか、競争のグローバル化が進み、大きな変革の時期を迎えております。このような経営環境のなか、平成26年4月に中期経営計画「ルネサンス不二2016」を策定し、グローバル経営・技術経営・サステナブル経営の推進を図り、2030年（平成42年）迄に売上高5,000億円、営業利益率10%のグローバル企業になることを目標としております。なお、当社では、中期経営計画策定において、毎年度最新の事業環境変化を折り込んで計画を修正するローリング方式を採用しておりますことから、昨年策定いたしました「ルネサンス不二2016」の内容を一部修正し、2015年度（平成27年度）から2017年度（平

成29年度)までの3年間を対象期間とする中期経営計画「ルネサンス不二2017」を新たに策定し、その中でグループ成長戦略をより具体化しております。このグループ成長戦略を実現するためには、各地域のニーズに応じた価値創造力を高め、当社グループ全体の企業価値を最大化する経営体制を構築し、そのためには、持株会社体制への移行が必須と判断しております。

当社グループが持株会社体制へ移行する目的は、まず、第一に新規事業やM&Aを含むグループ経営の戦略立案機能を強化し、グループ内経営資源の配分を最適化すること、第二に各地域の状況に応じた価値創造力を発揮させるために、日本・アジア・中国・米州・欧州のグループ各社への権限・責任の委譲による意思決定の迅速化を図り、各地域のニーズに合致した商品・サービスの創造力を高めること、最後に当社グループの成長戦略を担う経営者人材をグループ全体・社外より確保するとともに、グループ全体の改革を推進する次世代のリーダー育成を継続的に実現していくことであります。

当社の持株会社体制への移行方法は、新設分割により、現在展開しております油脂、製菓・製パン素材、大豆たん白の国内事業を担う事業会社（以下「新設会社」という。）を新設し、当該事業を当該新設会社へ分割承継いたします。この結果、当社は各子会社の持株会社として、グループ戦略機能および地域統括会社の管理機能を担い、引き続き上場を継続します。当社は、持株会社体制への移行により、当社グループの企業価値の最大化を図ってまいります。

2. 会社分割の要旨

(1) 会社分割の日程

新設分割計画書の承認取締役会	平成 27 年 5 月 22 日
新設分割計画書の承認株主総会	平成 27 年 6 月 23 日 (予定)
新設分割の期日	平成 27 年 10 月 1 日 (予定)

(2) 会社分割の方式

当社を分割会社とし、新設する「不二製油株式会社」を承継会社とする新設分割の方法によります。

(3) 会社分割に係る割当ての内容

本新設分割に際し、新設会社は発行する 2,000 株全てを当社に割当てます。

(4) 会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 会社分割により増減する当社の資本金

当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、平成 27 年 5 月 22 日付「新設分割計画書」に定めるところにより、当社が分割事業に関して有する本新設分割の効力発生日時点の資産・負債その他の権利義務を承継いたします。なお、承継会社へ承継させる債務につきましては、当社が重畳的債務引受を行うものとします。

(7) 債務履行の見込み

当社および承継会社は、本新設分割の効力発生日以降に履行すべき債務の履行を担保するのに足る資産を有しており、当社および承継会社の負担すべき債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

	分割会社 (平成 27 年 3 月 31 日現在)	新設 (承継) 会社 (平成 27 年 10 月 1 日設立予定)						
(1) 名称	不二製油株式会社 (平成 27 年 10 月 1 日付で「不二製油グループ本社株式会社」に商号変更予定)	不二製油株式会社						
(2) 所在地	大阪府泉佐野市住吉町 1 番地 (但し、本社事務所は大阪府大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 32 号を予定)	大阪府泉佐野市住吉町 1 番地						
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 清水 洋史	代表取締役社長 木本 実						
(4) 事業内容	油脂、製菓・製パン素材、大豆たん白の事業に関する食品の製造販売	油脂、製菓・製パン素材、大豆たん白の事業に関する食品の製造販売						
(5) 資本金	13,208 百万円	100 百万円						
(6) 設立 (創業) 年月日	昭和 25 年 10 月	平成 27 年 10 月 1 日 (予定)						
(7) 発行済株式数	87,569,383 株	2,000 株						
(8) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日						
(9) 大株主および持株比率	<table border="1"> <tr> <td>伊藤忠商事株式会社</td> <td>23.96%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>5.00%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>4.08%</td> </tr> </table>	伊藤忠商事株式会社	23.96%	日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5.00%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4.08%	不二製油株式会社 100% (平成 27 年 10 月 1 日付で「不二製油グループ本社株式会社」に商号変更予定)
伊藤忠商事株式会社	23.96%							
日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5.00%							
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4.08%							

(分割会社の最近 3 年間の財政状態および経営成績 (連結))

決算期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
純資産 (百万円)	121,534	135,124	150,813
総資産 (百万円)	197,142	202,206	223,625
1 株当たり純資産 (円)	1,342.25	1,490.00	1,693.76
売上高 (百万円)	232,161	253,004	271,903
営業利益 (百万円)	14,147	15,241	14,211
経常利益 (百万円)	13,847	14,798	13,405
当期純利益 (百万円)	8,336	8,164	9,330
1 株当たり当期純利益 (円)	96.98	94.98	108.55

4. 分割する部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

油脂、製菓・製パン素材、大豆たん白の事業に関する食品の製造販売

(2) 分割する部門の経営成績（平成 27 年 3 月期）

	分割する事業部門の 経営実績(a)	分割会社(単体)の 実績(b)	比率 (a÷b)
売上高（百万円）	148,251	148,251	100%

(3) 承継する資産、負債の項目および金額（平成 27 年 3 月 31 日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額（百万円）	項目	帳簿価額（百万円）
流動資産	61,544	流動負債	27,548
固定資産	38,931	固定負債	5,746
合計	100,476	合計	33,295

(注) 上記金額は平成 27 年 3 月 31 日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に分割期日までの増減を調整した数値となります。

5. 分割後の状況

	分割会社	新設（承継）会社
(1) 名称	不二製油グループ本社株式会社	不二製油株式会社
(2) 所在地	大阪府泉佐野市住吉町 1 番地（但し、本社事務所は大阪府大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 32 号を予定）	大阪府泉佐野市住吉町 1 番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 清水 洋史	代表取締役社長 木本 実
(4) 事業内容	グループ戦略立案および各事業会社の統括管理	油脂、製菓・製パン素材、大豆たん白の事業に関する食品の製造販売
(5) 資本金	13,208 百万円	100 百万円
(6) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日

6. 今後の見通し

本新設分割は当社による単独新設分割であるため、当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

II. 商号変更及び定款一部変更

1. 変更の理由

- (1) 当社は、第2号議案「新設分割計画承認の件」の「1. 新設分割を行う理由」に記載の通り、平成27年10月1日付での本新設分割による持株会社体制への移行に伴い、商号および目的の変更を行うものであります（定款第1条、第2条ならびに附則第1条および第2条）。
- (2) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更になりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および全ての監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第21条および定款第32条の規定の一部を変更するものです。なお、定款第21条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第1条 当社は不二製油株式会社と称し、英文では <u>FUJI OIL CO., LTD.</u> とする。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～13 (記載省略)</p> <p>第3条～第20条 (条文省略) (取締役の責任免除)</p> <p>第21条 (条文省略) (2) 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度額として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第22条～第31条 (条文省略) (監査役の責任免除)</p>	<p>(商号) 第1条 当社は不二製油グループ本社株式会社と称し、英文では <u>FUJI OIL HOLDINGS INC.</u> とする。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと、<u>ならびに次の事業を営む会社(外国会社を含む)その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することおよびこれに関連または附帯する一切の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>1～13 (現行どおり)</p> <p>第3条～第20条 (現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第21条 (現行どおり) (2) 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度額として責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第22条～第31条 (現行どおり) (監査役の責任免除)</p>

<p>第32条（条文省略）</p> <p>(2) 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度額として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 33 条～第 46 条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第32条（現行どおり）</p> <p>(2) 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度額として責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第 33 条～第 46 条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第 1 条 第 1 条（商号）および第 2 条（目的）の変更については、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 87 回定時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が原案どおり承認可決されることおよび上記新設分割計画に基づく新設分割の効力が発生することを条件として、当該新設分割の効力発生日に効力が発生するものとする。</u></p> <p><u>第 2 条 本附則は、前条に定める新設分割の効力発生日の経過をもって削除する。</u></p>
---	--

3. 定款変更の日程

新設分割計画書の承認株主総会	平成 27 年 6 月 23 日（予定）
上記（2）定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 23 日（予定）
上記（1）定款変更の効力発生日	平成 27 年 10 月 1 日（予定）

以 上